

○政府委員(藤田義孝) 条約の適用区域といふのは一応北太平洋と書きまして、それ以外は何も触れません。それから行くことを遠慮するとか遠慮しないとかいう区域はこれは我々の考えで緯度、経度では現わしません。アメリカ側も緯度、経度で現わそうとは考えておられないのです。ただそれをどういふふうな字句で現わすかということが今後むずかしい問題だらうと思ひます。

○松浦清一君 これが基本になつて、将来やはり日本が出て行きたいと思ふ海域の操業についての協定がほかの国と行われることになると思ふのです。が、具体的にいうと、東支那海方面は中共との協定がなされ、北洋方面はソ連と協定がなされる、それから南方の委任統治領になると言われておる昔戦争前に真珠貝とか、高瀬貝とかいふものをとりに行つてた島々、ああいふ所は一体どの国と協定を結ばなければならぬといふことになりませんか。

○政府委員(藤田義孝) 仮に東海黄海で協定を結ぶといふと、これは先ずやはり朝鮮とか、それから台湾とありますとか、それから中共といふことになるだらうと思ひますが、併し現在のところまだ日本は直接中共と交渉することは許されておられません。従つて果して東海黄海における漁業協定といふものが近い機会に可能であるかどうか、これは非常に疑問があると思ひます。それからアラフラ海の真珠の問題、こゝういふふうなことになりますと、これはやはり一番関心の深いのは漳州、ニューギニア、こゝういふ所との間に漁業協定が問題になるだらう、こゝう考へておられます。

○秋山俊一郎君 今問題になつておるのは北太平洋といふことですが、太平洋の真中にある島、例えばウエーキ島とかあいつたものは現在そばまで行つていますね。ああいふ所も含んでの話になりますか。

○政府委員(藤田義孝) 一応觀念上は含まれると思ひます。ただそういう資源が無限資源でない限りは、これは直接漁業活動の制限の規定は全然置かれてないので、ただ何か調査に協力するといふ問題はあつたらうと思ひます。

○秋山俊一郎君 それからこれは今後置かれるであろう信託統治の日本の旧領土ですね。例えば小笠原とか或いは沖繩とかいつたようなものに対する問題はどうかのですね。

○政府委員(藤田義孝) これがどちらの国であるか、例えば沿岸国といふ解釈のときに、ああいふ信託統治の島はどちらが沿岸国であるかといふ質問をいたしましたときには、アメリカ側の代表は、これは島を現に信託統治をしておる国ですね、つまりアメリカが沿岸国になるだらう、こゝういふような回答をしておりました。

○秋山俊一郎君 この問題はこの間平和条約でも非常に論議せられたわけでありまして、日本はこれらの南西諸島及び小笠原島、ああいふ島の主権を放棄してない、従つて主権は日本にあるといふことをダレス氏もアメリカでも言つておる。ただそれがいわゆる潜在主権として、立法司法行政の三権は委任統治国が持つておるので一応主権はあるけれども引込んで隠れておる。従つてその住民も勿論日本国民である。日本の国籍を持つておるのだとこゝういふことで、領土問題についてはそ

こでもどうもはつきりしない点が残されて非常に論議されたのです。それはいづれにしてもいいが、こゝういふ問題についてアメリカが自分の領土のごとき考え方を以て律せられるといふことは非常に困ると思ひます。これは飽くまでも日本の領土であるといふことになつておるのだから、そこは行政上の取扱とか、或いは資源保護の問題ならそれは日本でも同じような立場に立つたが、その点は今ははつきりしてやつて頂きたいと思ひます。そうしませんともとに非常な問題が残つてしまふ。条約委員会でも非常にその点が論議されたのです。漁業問題ではなしに、主権があるなら国民も日本の憲法によつて律せられるべきじゃないかと云つたところが、それは委任統治になつた以上は一応潜在しておるだけだといふような結論なんですね、法務總裁などは……併し潜在しておつてもあることには間違いないのだから、漁業問題等においては将来それが解けたときに、こゝういふものの残滓が残つては困ると思ひます。日本がその附近の資源保護とかいふような、或いは資源の維持とかいつたようなことでやるのは日本が主となつてやればいいのであつて、その辺は向うが領土と思わないような考え方で進んで頂きたいと思ひます。

それからもう一つこの間の条約委員会でお尋ねして、山本次長にお尋ねしたときに御返事がはつきりなかつたように思ひますが、その後質問をするのに時間をとつたために遠慮して質問しなかつた点があるのですが、それはダレス書簡によつて相手国と申しましか、関係国との間に漁業協定ができる

までは、一九四〇年に行つていなかつた海面は行かせないといふことを言明しておるわけですね。ところが当分の間漁業協定のできる見込みのない所もありまして、今のところでは日米加の問題がある。その他の国とはいふ協定ができるかわからんが、その間は飽くまでもあれをいつまでも一九四〇年を貫くのかどうかといふ問題ですが、それはどういふ水産庁としては考えを持つたか、その協定がない以上はあの線まで付けたといふことを言つておるのだから、何ういふことに文面通りになりましか。

○政府委員(藤田義孝) その点はあれはひとり吉田ダレス書簡によつてアメリカに対してそう言つておるのみでなく、その後その他の国に対してしましても同様趣旨のものであるといふ声明をいたしております。あれはたしか七月の十二日でありましたか、吉田ダレス書簡の趣旨は他の国との関係についても同じであるといふ声明を日本政府がいたしておりますが、やはりその趣旨で行かなきゃならぬと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 今のは私は長官の答弁は不十分だと思ふのです。といふのはあのときの吉田ダレス書簡は一九四〇年に行かなかつた保存海域において日本は行かない、こゝう書いてある、保存海域外の所は行かなかつた所も行か得ると思ひます。それに対してどう解釈するのですか。

○政府委員(藤田義孝) 委員長と同じ意見であります。この約束はつまり保存漁場であるといふことが一つ、つまり国際的又は国内的処置によつて措置がすでにできている保存漁場であるといふことが一つの条件、而も日本国

又は日本登録船舶が一九四〇年つまり昭和十五年に操業をしていなかつた漁場である、この二つの条件の合致しておりまして所には日本は自発的措置として国際的に権利の放棄を意味することなしにそこへは行きませんといふことを言つておられます。従つて実績が仮になかつてもそれが保存漁場でなければそれは我々は何も約束しておりません。それから保存漁場であつても実績のある所へは日本は何も行かないといふ約束をしておりません。つまり二つの条件が合致した所へは日本は行かない、こゝういふ約束をしておるわけでありましか。

○秋山俊一郎君 わかりました。

○千田正君 一番根本的に考へて今度の漁業条約といふものは、要するに日本は敗戦によつて或る程度一定期間主権の活動が停止しておつたのがこのたびの講和条約によつて回復したから、それを契機として日本とアメリカとカナダの間において漁業に関する条約を結ぼう、こゝういふのであります。が、アメリカ側の提案しておる面において、日本側の提案しておる面において、又人類の食糧増給面において、最高の政策を公示しながら条約をやる、こゝういふ非常に目標の掲げるところは理想的にきめてあるのですが、実際の条約の面に入つて来た場合においてアメリカ並びにカナダにおいてはこゝういふ資源が保護され、且つ又沿岸の利益が確保されるのであるが、日本側にとつてはどれほどの一体利益があるか、どれほど日本が保護され、どれほど日本の漁業の進展に寄与する点があるかといふやうなところに頗る疑問な点があり

ますので、この条約が今進行中であり
ますからこれの批判は別としてしま
しても、日本側の考え方としての、我々
としては折角主権が回復して自由
平等の立場において条約を結ばれら
するならば、相手国のカナダ、アメ
リカのみが一定の保護をされ、且つ又沿
岸の権利が保有されておつて、日本側
のほうにおいてはただそれに同調する
という点だけであつて、ちつとも日本
側の保護にもならなければ利益にもな
らないという条約であるとするなら
ば、一方的ないわゆる権利獲得のため
の条約にしか考えられないのですが、
その点を明確に一つ話して頂きたいと
思います。

○政府委員(藤田巖君) 今回の漁業協
定によつて今後日本が公海漁業に従事
する場合のつまり根本的な態度という
ものを明らかにすることになる、こう
いうふうには私も思ひます。それで
従来の国の印象では、何か日本は自由
独立国になれば又マッカーサー・ライ
ンも撤廃されればどこへでもどしどし
やつて来て、そうして荒し廻るのじや
ないかというふうな印象を非常に受け
て、そうして我々の考へている以上の杞
憂を持つておるといふことが考えられ
る。従つてこの際私には何らかの意味で
日本はさういふ無制限にどこへでも荒
し廻るといふことではないので、日本
は勿論正当な發展は希望するが、併し
これは飽くまでもやはり資源について
は十分な考慮を払つてゐる、その資源
が永続的に維持されるためには、保存措
置については日本は十分協力するのだ
といふことをよく理解させるというこ
とが必要であらう。そういふふうな意
味で日本のそういう立場をはつきりい

たしめんと、各国はただ徒らに杞憂
を持つて、そうして日本がその近所へ
来ないやうに何でもかんでもここから
は入つてくれるなというふうな主張を
して来るとか、或いは又領海は現在認
められて三海里以上のもつと広い
ものでなければならぬといふふうな
主張をして、そうしてそれを守らうと
いふふうなことをするだらうと思ふ。
それで私も大切なことは、今後日本
という国は飽くまでも従来の国際法の
原則は主張するが、同時に保存措置に
ついては十分積極的な関心を持つてこ
れに協力する。資源は徒らに荒すばか
りじやないといふことの觀念をはつき
りさせることは、延いてはかの国を安
心させるだらう、従つて杞憂にとどま
つておつたやうな提案は又これをその
必要なしとして引込めるといふふうな
ことも考へるであらうと思ひます。そ
ういふふうな意味で私は今回の漁業協
定が日本の態度を明らかにするといふ
意味で、今後結ばれる国にも一つの影
響を持つて行くであらうといふことの
趣旨があるわけでありませう。

○千田正君 今の長官のお話は非常に
日本は紳士的に、いわゆる国際国家の
一國として紳士の協約を結ぼうといふ
ことであつて、実質的においては大し
てない。たださういふふうな考へるの
ですが、ただ私はここに特にこの条約
の進行について主張して頂きたいの
は、或いは今長官のおつしやる通り実
質的にはアメリカやカナダの沿岸まで
燃料の高いとき行つて漁獲をして見て
も實際経済的効果がないから、恐らく
行かないでしよう。行かないでしよ
うが、この条約を結ぶことによつて次
の段階に進んで来た場合において、この

米加兩國以外の国、いわゆる今の日本
と利害が相接觸するところの仮にフィ
リピンであるとか、中華民国である
とか、若しくはインド或いは暹羅、或
いは朝鮮、或いはソヴィエトといふ
やうに日本の近接してゐるところの国
が同様の条件を掲げて参つた場合に
おいて、この条約が仮にモデル・ケ
ースとするならば、到底これは国際公法
上これと同様の条約を承諾せざるを得
ない、こう思ふのでありますが、それ
でこの条約を結ぶに當りまして、次の
段階、或いは更に今後發展し波及する
ところの条約に対する問題を相当慎重
に考慮しなければならぬと思ひます
が、その点でこの今度の条約と抵觸す
る面においては十分アジャストして行
かれるつもりでありますか、その点も
伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) お話のよう
に私も思ひます。現在やつております
この漁業協定といふものは今後のモデ
ルになる、つまり先例になる。従つて
アメリカ、カナダと結ばれる条約は、
これは今後ほかの国と結んだ場合に
おいても日本の従来の主張その他に照
して支障のない形といふふうなもので
なければこれは結ぶことができないとい
ふふうな態度で交渉しております。従
つて我々といひましては、大体アメ
リカ、カナダで結ばれる漁業条約がそ
のままこれを他に適用された場合に
おいても何ら支障のないやうなものに
作りたい。勿論これはほかの国とは又
それ／＼特殊な利害關係があり、又こ
の／＼／＼相互の漁業關係が複雑であ
りますからして、必ずしもその通りで
あるかどうかといふことはこれはわか
りませんが、少くとも考え方におい

て、根本的な考え方においてはやはり
この現在結ばんとおつておるところの漁
業協定の面でも支障ないといふものを
やりたい、こう思つております。
○千田正君 もう一点伺つておきたい
のは、この前外務当局のかたから一応
説明がありました際、私は質問を保留
しておつたのであります。當時答弁
に立たれましたのは土屋調査局長であ
りました。アメリカ側の提案のうち
にいふ漁業の権利の行使を放棄するとい
ふ問題があつたのであります。それで
私はこれを多少読み違へまして権利を
放棄するのじやないかといふことを質
問しましたところが、いやこれは権利
の行使の放棄であるといふ解釈であつ
たのであります。権利の行使の放棄が
権利の放棄とは実質的には大した差が
ないと思ふのですが、アメリカが今後
といふこともやはりこの権利の行使の放
棄といふ問題を一つの原則として掲げ
て、今の會議の進行中においてもそれ
を主張しておるかどうかといふ点につ
いて伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) この点につ
いてはこの英語でウェイヴという字が使
われておりました、それが放棄と日本
語で訳されておりました。併しなからこ
の点はアメリカがこのウェイヴといふ
のは日本側にいふ放棄、つまり永久に
それをなくしてしまふのだといふふう
な意味でない、もつと他の意味を持つ
てゐる。つまり何と申しますか、日本
語で言いますと棚上げするといふか棚
上げするといふやうな感じが近い言葉
を持つてゐる。アバンダンするのでは
ない、つまり捨て去る、アバンダンす
るのではない、棚上げするといふ言葉
に近い、一応區別はあるんだけれど

も、それが一時サスペンドされておる
のだといふやうな／＼説明をされ
ております。併しその点はどうも誤解
を招く字句であれば、字句については
必ずしも拘泥しないといふことを言
つておられます。その後はウェイヴとい
ふ字は言はずに、むしろ他の言葉、つ
まりアバステインとか、そういうふう
な字で述べておられます。
○千田正君 そうしますと、それはそ
の条約の期間の或る一定の期間の間に
この権利の行使を停止される、或いは
お互いの国において自衛抑制するとい
ふ意味にとつていふのでありますか。
○政府委員(藤田巖君) い／＼／＼聞い
て見ますと、アメリカ側もさういふ
やうに解釈をして使つておるやうであ
ります。

○玉御實君 今後の漁業協定により
して指定されます海域といふものが、
何か図面でもはつきりお示し下され
ばなお結構だと思ひます。併しなから
お話だけ伺つておりました、私が想像
しておりましたよりも遙かに広大な地
域が指定されたやうに感ずるわけ
です。繰返えされますやうに、国際法上
公海の自由の原則というものを承認し
た上での人類共通の資源の漁獲といふ
やうな崇高な使命からこの協定を結ぶ
とすれば、その指定される海域は極め
て局限されたものにしなければなら
ないと思ふのですが、これが余りに北太
平洋水域といつた非常に広大なもので
ありとすれば、やはりその国際法上認
められた公海の自由という原則とい
ふものと実質において異なる結果にな
ると面白くないと思ひますが、その海域
の範圍を非常に局限しなければならぬ
のだと私は考へております。その点ど

ういふふうにお考えになりますか。又その点については政府においてはどうかういふふうにお考えになりますか、伺つておきたい。

それから先ほどお話の中に私が聞き違つたのかも知れませんが、今後協定の結ばれる地域は国際的にも国内的にも手続を完了した保存漁場についてどういふ場合に限つて結ばれるのだというふうにお話を伺つたのであります。が、北太平洋水域というものの中に国際的、国内的に手続を完了した保存漁場というふうな観念が残存していたものが今度の漁業協定によつてその保存漁場を認められるものであるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 海域はお説のように私も日米加三国で現在深い関心を持つてゐる区域、こういうふうな意味ですから、必要限度に切りたいという気持を持つております。併しこの点は今後の交渉で仮に日本において現在保存措置を講じておる資源がある、アメリカ、カナダから来てもらつて困るというふうな主張をしなればならぬ場合は、それはやはり日本のこの近海も含めておかなければならぬとか、でありますからして、これはもう少し先になりまして、どういふ資源についてそれが対象になるかということによつておのづから区域がきまつて来るんだというふうにお考えしております。それから国際的又は国内的保存措置と申上げましたのは、私は吉田、ダレスの書翰の趣旨をはかの国に対してやはり同じように行きますという声明をいたしております。それは通常のに使つておるのであります。つまり国際的に保存措置をしておるようだと

源、これは二国間或いは二国以上の国で保存措置に關する漁業条約をすでに結んである資源がある、例えばアメリカ、カナダの間において結ばれておる資源もある。それからそういうふうな資源の中には結んでないにしても、現在或る国が保存措置をやつてゐるというふうなことが認められておるものもあるだろう、そういうふうな所であつて、而も日本が従来一九四〇年に行つていないような所は、協定ができるまでの間は日本は自衛をいたしまし、やう、こういう声明をしてゐるわけでありまして、でありますからして、それまでの間はやはりそういうふうな原則で日本が行かなければならない、ただそれが保存措置を講じてゐると見られるか見られないかということについては、これは又いろいろ見方の相違が出て来るだろうと思ひます。

○玉柳實君 今後協定を予想されます東盟の諸国なり、濠洲方面の海域にも過去において国際的、或いは国内的に手続を終了した保存漁場なるものは相当存在するわけでございますか。

○政府委員(藤田巖君) 我々としては、そういうふうな所で現実にはどう死活問題になるようなものはたくさんありますと思つております。もつと率直に申しますと、例えばアラフラ海の真珠等にはこれに該当するかどうかという問題があるだろうと思ひます。これについては日本は従来行つておるから問題はありません。

も日本側にとつて不利にならないやうにという考えの下にいろいろ交渉を進められてゐるというところは御尤ものことと思つておられますが、これからお尋ねすることが少し突飛で余り端的過ぎるかも知れないのですが、今回のような漁業協定は今回の三國協定だけにとどめて、あとの諸国とは結びたくないというふうな考えの下に、今回の三國協定が将来他国との協定のモデルにむしろならない、モデルにならないやうに今回の漁業協定は三國間の場合にのみ結ばれる特殊な協定なんだ、それがもう将来他国と協定を結ぶ場合に直ちにモデルとして運用されるというふうなことがむしろないやうに、何かその適當な釘を打つやうな意味合いの下にこの協定というものが行われたのかどうか、まあ端的に言つて恐縮なんです、差支えなかつたらお答え願ひます。

○政府委員(藤田巖君) これは平和条約の第九條に、日本の国は、いわゆる漁業の制限又は規制及び漁業の保存及び発展について若しも他の国が希望するならば、その希望する国家との間に速かに漁業協定の交渉に入るのだといふことが書いてあります。日本としては飽くまでもやはり平和条約第九條の精神で今後接しななければならぬと思つて、勿論我々としては我々の正しい主張を續けて行くことが必要であるやうな思ふのです。正しい主張を續けて行く結果、協定が急に成立しないという場合が予想されるかも知れませんが、いまだ、ただ何でもなく、ただ協定はいいやだ、というところはこれはできない、態度としては飽くまでも若しも我

○玉柳實君 お話の通り、平和条約によつて他の国が協定を希望するならば日本国としてそれに應ずる義務を承諾してゐるわけですが、併しこれを他の国の自由なる意思の下に何でもかんでも希望して来れば直ちに應ぜなければならぬのだといふことを制限的な意味にするために、今度の三國協定は特別な使命と事情の下に行われるのであつて、他の海域においてそれがモデルとして利用される筋合のものではないのだという特別な事情の下に協定されるというふうな方法というものは成り立たないものですかね。

○政府委員(藤田巖君) それは私も非常に日本の主張を理解してくれては、やはり何と申しましてアメリカは、やはりカナダであらうと思ひます。といひますのは、勿論アメリカも沿岸漁業を持ち、同時に遠洋漁業を持つております。他の国との間にやはり日本と同じやうな立場に立たれる場合をアメリカは持つてゐる。それからカナダはこれは現在は沿岸国でありますけれども、将来遠洋漁業に出ようとする国であります。やはり日本と同じやうな立場に立つ場合が多い。従つてこういうやうな国との間で合理的に結んで行くというふうなことは私は合理的な協定ができる。ただ単に何といひますか、遠洋漁業は持たない、沿岸漁業だけ持つておるという国と仮に結びます場合、どうしても対立的な立場に立たされる。でありますから、もつと率直に申しますと、それは日本は来てく

○政府委員(藤田巖君) この國際委員會の勧告というものは、直ちにその締約國は受諾しなければならぬ法律上の義務はありませぬ。ただそれ、締約國が委員を出して、そして、その勧告というものは全会一致で行われる。常に委員の発言というものはその締約國の政府の意向を反映するよ

○千田正君 まだ聞いておらないのですが、この点は一応質問しておきたいと思ふのは、この条約が結ばれるという、当然三國の國際委員會が設置される、三國が一致した場合においては当該國に対して勧告をする。この勧告がこれは絶対その当該國は拒否することのできない勧告であるか、或いはその國の立場において、場合によつては委員會の決定に基づく勧告に対しては拒否できるかどうかという点について、どういふ観念に立たれておられるのでありますか、その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(藤田巖君) この國際委員會の勧告というものは、直ちにその締約國は受諾しなければならぬ法律上の義務はありませぬ。ただそれ、締約國が委員を出して、そして、その勧告というものは全会一致で行われる。常に委員の発言というものはその締約國の政府の意向を反映するよ

○千田正君 まだ聞いておらないのですが、この点は一応質問しておきたいと思ふのは、この条約が結ばれるという、当然三國の國際委員會が設置される、三國が一致した場合においては当該國に対して勧告をする。この勧告がこれは絶対その当該國は拒否することのできない勧告であるか、或いはその國の立場において、場合によつては委員會の決定に基づく勧告に対しては拒否できるかどうかという点について、どういふ観念に立たれておられるのでありますか、その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(藤田巖君) この國際委員會の勧告というものは、直ちにその締約國は受諾しなければならぬ法律上の義務はありませぬ。ただそれ、締約國が委員を出して、そして、その勧告というものは全会一致で行われる。常に委員の発言というものはその締約國の政府の意向を反映するよ

うに常にやり得るわけでありまして、従つて法律上の義務は私はないと思ふが、ただ、委員が受諾したものを、国として拒むという様な立場になるわけですから、道義的な問題は出て来ると思ふます。

○千田正君 そうしますと、この国際委員会なるものは一面日本の例えは水産業なら水産業を代表するところの全権委員と見て、全権委員に相当するものが出席するものとみなして差支えないわけでありまして、委員の権能です。一国を代表する委員と見てこの委員会の発言なり、或いは委員会の決定という様なものは、少くともそれを道義的には当該国は承認しなければならぬ立場に置かれるだけに、その委員会のウエイトというものは少くとも外交会議と同じ様な立場におけるほどの重要さの全権を出さなければならぬと思ふのだが、そういうふうな承認してよろしいのですか。

○政府委員(藤田巖君) それは全権的な立場で委員が出されるのが一番理想であらうと思ひますが、併し仮にそれができない場合でも、やはり委員というものは常にそれを受諾する場合を考へてこれを討論し、意見を述べる、そういうふうな態度で行くように常に連絡して行かなければならぬ、こういうふうな思ひます。

○千田正君 大体伺ひましたが、只今進行の過程ではあります、アメリカ、カナダの主張する点と日本側が主張する点との合致しない点、そういう点がどこにあるかという点だけを一つ、現在のところはどの点が一体合致しないのであるか、或いは合致して少くとも字句の訂正、若しくは多少

修正しなければならぬ点において未だに進行の過程を待つてゐるのだ、どの点が一体合致し、どの点が合致しないかという点だけを結論として今の過程における立場においてお話願へればお話しして頂きたい。

○委員(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員(木下辰雄君) 速記を始めて下さい。

○千田正君 沿岸国の規定という問題に對して恐らくカナダ、アメリカは沿岸国としての立場を相當強く主張しておるようでありまして、沿岸国の解釈はどういう解釈をしておられますか。カナダ、アメリカの……。

○政府委員(藤田巖君) 沿岸国というのは領海に接する公海については、その公海の沿岸国といふのはその国である。表現が非常に逆になりましたが、つまり公海はその公海がどこに接属しているか、公海に接属している領水を持つてゐる国、それがつまりその公海の沿岸国である、こういうような表現になります。

○千田正君 その沿岸国で漁獲される漁獲といふものに対して、特定の制限を要求しておりますか、要求しておりませんか。沿岸国でメージャーとして、いわゆる主として漁獲される漁獲に對する特殊な制限とか、抑制というやうな問題は今度の案の中には盛り込んでないわけですか、あるわけですか。

○政府委員(藤田巖君) それはいわゆる国際委員会の保存措置で、いわゆる漁業資源についてのいろいろの制限なり規制というものを律して行こう、こ

ういう建前です。

○千田正君 そうすると米加の要望しているのは沿岸国の資源であるところの主たる漁獲物に對する保存措置を目的としての……が、大体主流として述べられてゐるというわけでありませぬ。

○政府委員(藤田巖君) そうです。

○委員(木下辰雄君) 私から一つ長官にお伺ひしますが、今度の条約はダレス書簡に基いた条約であつて、ダレス書簡にもそれから講和条約の第九条にも、完全に主権が回復した場合においては速かに漁業条約を結ぶということを天下に聲明しておる。その一番初めの条約が日米加漁業条約だと思ひますが、この条約を私ども見ると、どうも片務条約の形がある、ダレス書簡もそうである。日本は何ら得るところがなく、失うところばかりであるといふように表面見える、併し或る説には北太平洋並びに隣接地区、この書簡にはこの条約を締結した場合に對してこの三國間において相當広範の保護をする、或いは将来南洋或いは朝鮮、中国、ソビエト、こういう工合に結合する場合において北太平洋の条約に加入し得る、そして日本がこの条約に違反せぬ限りは公海自由の原則によつてどこへ行つてもよろしいといふことについて十分保護してやる、いわゆる双務契約であるといふふうに主張する人もあるやうですが、それに対する長官のお考えはどうですか。

○政府委員(藤田巖君) これは見方の相違と思ひますが、表現方法が非常に片務的であるやうな印象をアメリカ側の案が与へたことは事実だと思ひます。その結果非常に我々が誤解をしたことも事実だらうと思ひます。従つて

その点についていろいろ質疑を交わしてその真意を把握したいといふことを考へておるのでございます。でございしますが、我々としては条約というものは平等の立場に立つて釣くまでも片務的でない、法律上は平等といふことでこれを貫きたい、こういうことを考へておるわけですが。

○委員(木下辰雄君) 两条約はまだ進行の過程にありまして、その都度御説明を承へることにいたしました、これから法案に入りたいと思ひます。小型機船及び網漁業整理特別措置法案を議題に供します。昨日に續いて總括的な質問がありましたらお願いいたします。若し總括的な質問がなければ逐条審議に入りますから、總括的な質問から先にお願ひしたい。

○秋山俊一郎君 今回法案に盛り込まれた小型機船と云ふのは三万五千隻ほどあるといふことですが、それからの平均トン数はどのくらいになるのですか。

○政府委員(山本農君) 計算したらわかるのでありますが、一応最初の予算の中に組んであるのでは、築磯について、モデルになると思ひますが、百三十五隻で以て三万五千四百トン、その基準を出して行くと二十トン前後です。

○秋山俊一郎君 十五トン未満でしよう。

○政府委員(山本農君) 最初の築磯は十五トン以上のをやるわけですが、

○説明員(松任谷健太郎君) 只今小型底曳の漁船整理の点に關連しまして平均トン数でございますが、御承知の

通り初年度におきましては、十五トンで枠付けをいたしまして、十五トン以上の小型底曳は全部枠外船として落すといふことで、残りの十五トン未満について五カ年の計画を以ちまして減船整理をするといふやうな關係になつておりますので、最初の二十六年年度の枠外船につきましては、それは今現在資料が手許にございせんが、十六、七トンといふふうな記憶しております。それから十五トン未満のその次に至る船につきましては、十トンから十二、三トンの間の平均だと記憶しております。改めてこれは資料を提出して御報告申し上げたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 今議題となつておるのは小型底曳の整理でございまして、その枠外の船ではないでしよう。ですからこの枠内の小型底曳の、私の伺ひたいのは小型底曳を八百五十八隻整理をする。ところでそれが過日のお話でトン当り三万円、二万五千元、一万五千元といふやうな額でこれを整理するといふのについて、大体トン当り何千円くらいの補償になるかといふことを知りたい。そこで平均を見たら大よその見当がつかはしなかつたかと思ひますが……。

○説明員(松任谷健太郎君) 只今の補正予算で取れております二億四百万円程度の予算につきましては、これは初年度はもつぱら枠外船に充當するといふやうな建前を以ちまして計算をしておるのでございまして、予算上の計数といたしましては八百五十八隻で七千六百八トンという計算になつておるわけでございます。内訳を申し上げますと、そのうち四百隻で三万五千四百トンで、これが築磯に廻る部分として

三万四千。それから他種漁業に転換いたす分としての予算上の基礎は、四百隻として三千五百四十トンで、これが二万五千トンというふうに計算しております。それから運搬船の改造の問題は、五十八隻で五百八十トンということ、トン一万五千円という計算で組んでおる次第であります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、この今度補正予算に組まれております額は、この措置法には関係ないのですかね。

○説明員(松任谷健太郎君) 一応措置法に關係なく実行できるように考えておるのでございますが、この整理の段階といたしまして、岸外船のみならず、十五トン以下の船につきましても整理を計画して参る場合があるわけでございます。たとえて申しますと、特殊海域における制限馬力以下の船というものは、予算の余裕がございまして、一部手を付けて参りたい、かように考えておるわけでありまして。

○玉柳實君 庄縮の目標を昭和九年頃の操業隻数二万隻程度に置いておられるようでありますが、なぜこの程度を以て適当と御判断になりましたか。その点を今少し明らかにして御説明願つたほうがよいと思つております。

○説明員(松任谷健太郎君) 昭和九年当時のいわゆる漁業状態から申しまして、資源的に或る程度緩和された状態において機船底曳の数もあつたのではないかと、これを想定いたしましたのと、それからその当時における沿岸漁業の小型底曳の占める、地位と申しますか、その程度が余り摩擦がなく存在をしておつたというふうな認定の下

に、一応腰だめのな、昭和九年当時の隻数が大体正確に申しますと一万八千隻といつたような計算になるわけでございますが、いづれにしましても資源の調査、研究の結果をはつきり見せないと、適正隻数というものが出来ませんので、その当時の隻数を基準にした腰だめの隻数で二万隻ということをやめたわけでございます。

○玉柳實君 各府県ごとの整理隻数をきめます場合に、やはり各府県ごとに昭和九年頃操業しておりました隻数を重要な根拠として計画をせられませんか、或いはその他の要素を勘案せられまして、整理減船数をおきめになるわけでございますか。

○説明員(松任谷健太郎君) 全体の目標につきましては、只今申しました通り、その当時の目標をきめるように予定しておるのでございますが、各県別の整理の目標数になりますと、昭和九年以後におきましての各地の漁業の発達、程度も異つておられますし、又その海域、海域の資源の状態も違つておられますし、漁業者の増加数量等も違つておられますので、さような点も十分勘案いたしまして、資源に影響の非常に甚だしいような漁業種類でございまして、例へば特殊海域における制限馬力の問題でございまして、いろいろの事情を勘案して、これら果別の比率を考えて行きたい、かように考えておるのでございます。

○玉柳實君 これはちよつと總括論の際に具体的に入り過ぎて恐縮ですが、この別添計画表を拝見いたしますと、愛媛県と福岡県の二県のみは残存隻数一隻も残してないで全部整理することになつておりますが、これは何らかの理由があるのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) この点は先ほど御説明申したように、愛媛県、福岡県につきましては、二つに分けて考へておるのでございまして、例へば愛媛の内海の部分と、それからその他の部分、例へば宇和海の問題で一応整理のこれは一つの計算の目安でござい

ます。先ほど申しましたように、十五トン以上の岸外船ですとか、或いは制限馬力以上の船でありますとか、資源に影響のある漁業の種類でありますとか、といったふうな考慮を払つて一応想定してみますと、二つに分けた場合にさういふ数字が出て参るという程度の推定でございまして、この数字によりまして減船の目標を直ちに示すという資料ではございませんので、さういふ意味でお取扱ひ願ひたいと思つております。

○玉柳實君 最初にお伺いをいたしましたか、政府として、従来小型機船底曳網漁業の整理について、沿岸漁民方面からの陳情、或いは請願、或いは大会の決議等いろいろ要望が反映しておるかと思つて、それらの点は水産庁にどの程度御反映になつておるのか、お聞きしたいと思つております。

○説明員(松任谷健太郎君) 只今御指摘になりましたように、小型底曳の減船整理の問題は、従来からの沿岸漁村の要望として政府がそれを取上げるといふような問題でございまして、司令部の五ポイント計画というもので従来沿岸漁民の要望を取入れて、漁獲漁業阻止体制というのとして打出された施策なのであります。従いまして、

水産庁が案を作ります場合にも、各海区の委員会の意見でございまして、或いは各協同組合の意見でございまして、とかいふものは、すべて県を通じて参酌して案を練つたのでございまして、その意味で先ほど例へば愛媛県の宇和海におきまして残存隻数を予定しなかつたと申しますのも、宇和海については海区調整委員会が全面禁止をした、又地元でもその意向で進んで参りたいといふふうなことをやつて参つておりますので、それを数字に反映して現われたといふふうな数字になつております。

○玉柳實君 それからそれについて小型機船底曳網漁業者の方面からの反対の陳情とか請願とかいふものも出ておりますが、又それはどういふ点について政府に善処してもらいたいという内容になつておりますか。併せて伺いた

いのです。

○説明員(松任谷健太郎君) それにつきまして、小型機船底曳を営んでおります漁業者の要望といたしましては、政府がそれを取上げて、資源の面なり、漁業調整の面から減船整理をして行かれるという点についてはまあ誠に止むを得ない、これで漁村が調整され、資源的にも補填ができて、沿岸漁業というものは或る程度共存共栄の点で成り立つて行けるというふうなことであれば止むを得ないといふような気持で現在はおるようでございます。ただ長年漁業を家業としておるというふうな代

代の漁業者につきましては、漁業以外の転換する途がない、従つて小型底曳として或る地方ではともかく沿岸漁村に影響のない範囲において存続をさせてもらいたいというふうな主張の所も

ございまして、併しそれから他種企業に転換する途を政府として世話してもらへば喜んで転換するといふような希望もあるようでございます。それから比較的新らしく漁業を始めた、と申しますのは、終戦後に漁村に帰つて漁業を始めたような漁業者もあるわけ

でございますから、これらのかたんの意見は政府の補助施設と申しますか、そういう補助施設が十分であるならば、喜んで転換を希望しようといふようなかた人もあるようでございます。いろいろと各漁村によつて異なるのでございますが、さういつたような要望を申入れておるのでございます。

○委員長(木下辰雄君) ちよつとお伺いします、三万五千隻というのは十五トン以上の船も含んでおるのでしょうか。

○説明員(松任谷健太郎君) 含まれております。

○委員長(木下辰雄君) 何隻含まれておるか分かりませんか。概数でいいですが、私は二、三千隻はあると思つておりますが、如何ですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 資料を忘れて参りましたので、あとで答えいたします。

○委員長(木下辰雄君) 大体總括的な御質問がありませんければ……。

○秋山俊一郎君 この整理を断行して行つた際に、瀬戸内における小型底曳というものは残存数がどのくらいになる見込みですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 瀬戸内海の小型底曳につきましては、現在總数が一万三千二百五十二隻あるわけですが、このうち十五トン以上の船が六十二隻ございまして、それはまあ当然切ら

れるわけでございます。それから更に瀬戸内海につきましては、五年後の目標を馬力で押えて参るといふことで、十馬力の線を一応考えているわけでございます。暫定的には十五馬力程度で一応押えまして、それから五年、まあ三年ぐらいたちまして理想的な十馬力の線を押えて参るといふふうに漸進的なことを考えているわけでありまして、終局の目標でございます十馬力以下の隻数、これがどの程度残るかといふふうに推定して参りますと、現在の調査の数字によりますれば、一万一千四百四十二隻というものが残るような計算になっておりまして、一万三千二百五十二隻との差が整理されるというふうな計算になります。

○秋山俊一郎君 次にこの小型底曳の整理をする地域は全国に亘つてやるわけですが、大体限定されておりますか。

○説明員(松任谷健太郎君) 建前としては、全国に亘つていたすような予定になつてゐるのでございますが、但し年次別に緩急の順序を考えているわけでありまして、一番問題の多い瀬戸内でございますと、有明湾、伊勢湾、噴火湾といったような所につきまして成るべくやつて参る。その他漸次それに連れてやつて行くといふように考えております。

○秋山俊一郎君 今度出ている措置法は小型底曳でありますが、中型巻網及び安芸海における船曳、こういうものの整理については法律案は出ないのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 中型巻網の問題につきましては、漁業法の措置によりまして現状をすべて抑制し得る

というふうな建前になつておりまして、今直ちにこれを減船整理するといふ段階ではございませんで、現状を抑制して爾後の調整をやつて参るといふこととございますので、法律を要しませんが、あつては省令なりの措置で調整して参るといふことを考えているのでございます。それから広島県の安芸海区のバツチ網につきましては、それはバツチ網そのものが資源の問題と漁業の関連におきまして、直ちに全国的に減船すべきであるかどうかといふことにつきましては、目下研究中でございます。ただ問題は当該の海区におきまして、海区調整委員会とその漁村全体で相談して話がまとまつた、是非ともこの海区については船曳の隻数を減らす必要がある、又具体的にその案を立てたといふことで政府のほうにその整理を要望されたわけでございますので、そういう地帯につきましては、個別的にこれを取上げて予算の裏打をして行くといふことで、補正予算といたしまして安芸海区についての本年度は取上げたわけでございます。法律的な処置としては別にこれをしないで、予算交付の要綱によつて指導して参りたい、かように考えております。

○玉柳實君 この法律によりまして、整理減船を強行したとしても、過去の整理と同じように数年後には又元通り殖えて来やしないかという心配があるわけですが、これに対しての監督なり、或いは取締りなりにつきましては、どういふような方針を持つておりますか。

○説明員(松任谷健太郎君) その点については最も心配な点でございますが、

て、折角政府が予算を付け、法律によつて減船整理するのでございます。型底曳の枠から落ちて参るといふような現実の關係を考えなければいけないといふこととございますので、大体の考え方といたしましては、この法案にございまして、海区協同組合といふものが中心になりまして、具体的な減船の協議にあつて、これに参るわけでございます。これによりまして、相互に減船された船につきましては監督し合うといふような体制と、それから補助金を組合を通じて出すといふことによりまして、補助金までもらつて転換ができたか、或いは小型底曳の転換ができないというふうなことになるかと、その村からは縮出しを受けるようなことにならないうようなことと、それから更に漁業協同組合等を中心にして、残つてゐる沿岸漁業者が極力この整理で転換した小型底曳業者の共助の道を講ずるよう指導して参るといふような可操業をやるというふうなことのないようになつてほしいと思つてゐるわけでございます。それと更に国家的な措置といたしましては、減船整理した船につきましては漁船登録の抹消でございます。また、或いは代船建造の禁止抑制といったような措置を並行してつて参りまして、御心配のようないふことになつてゐるわけでございます。

○委員長(木下辰雄君) 如何でございますか、逐条審議に入りましょうか。――この前山本次長から大体説明

がありまして、説明は大体おわかりになつたと思つて、一条から三条まで御質問があれば伺ひたいと思います。目的と定義と許可の期間の制限です。御質問があれば第四条に移ります。

○秋山俊一郎君 第四条で、船舶の隻数、合計総トン数、或いは合計馬力数の最高限度を定めることになつてゐるんですが、大体残存する小型底曳船、一万九千隻でございますか、それらの一隻のトン数はどの程度の限度に置くことになるのですか、大体総トン数は何トンくらいに押えて行くのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 今のところ大体七、八トン程度に計算をしてゐるわけでございます。

○秋山俊一郎君 七、八トン程度以下ですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 七、八トン程度でございます。平均しまして七、八トンでございます。

○秋山俊一郎君 最高を十五トンにしてあるのですか、最高は……。

○説明員(松任谷健太郎君) 最高は十五トンでございます。

○玉柳實君 第四条の第二項は大体どういふ場合を予定してゐるものでございませうか。

○説明員(松任谷健太郎君) これは第四条の一項が五カ年後におきますところの最終目標の数字を設定するといふことになつてゐるわけでございます。若し最終目標を、初年度に五年後の予想を立てたものがその間事情の変化によりまして、二万隻とさう最終目標をきめておりましたものが、或いは一万八千隻にしたほうがよいといった

ような場合もできて参りますし、或いは又二万二、三千隻にしたほうがよいといったような場合もできて参りますので、さうな場合にやはり毎年の実績なりを検討する必要もございまして、予算の關係等も見ることがございまして、この最高限度の変更を予想して規定したのでございまして。

○委員長(木下辰雄君) それでは第五条に移ります。一応専門員から読んで下さい。

〔岡専門員朗読〕

〔整理隻数の決定〕

第五条 農林大臣は、昭和三十一年三月三十一日までに、小型機船及び網漁業に使用する船舶の隻数、合計総トン数及び合計馬力数が前条に規定する最高限度以内となるように、昭和二十七年年度から昭和三十年年度までの年度ごとに、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、その年度において整理すべき小型機船及び網漁業に使用する船舶の都道府県別の隻数、合計総トン数及び合計馬力数を定め、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならぬ。

2 前項の定は、当該年度の開始前(昭和二十七年年度にあつては昭和二十七年六月三十日まで)にしなければならない。

3 農林大臣は、漁業調整のため必要であると認めるときは、都道府県知事及び中央漁業調整審議会の意見をきいて、第一項の規定により定めた船舶の隻数、合計総トン数又は合計馬力数を増減すること

ができる。この場合には、これを公示するとともに都道府県知事に指示しなければならぬ。

○委員長(木下辰雄君) この第五条について御質問がありましたら一つ。

○秋山俊一郎君 この小型底曳船の許可というものは、勿論無許可もたくさんあるようですが、許可というのは何県かに跨がつた許可がありますか。跨がつたと言つちやおかしいですが、各県で受けておるといふような許可がありますか、一隻で。

○説明員(松任谷健太郎君) 現実の問題として、そういう許可はないようでございます。大体各県の沖合というところになっておまして、例えば特殊海域など入り合つておる場合におきまして、その所屬する県の許可を受けておるといふような現実になっておるようでございます。

○秋山俊一郎君 そうしますと、例えA県でそれを整理すれば、もうB県、C県では全然影響なしに行く。ところがやつて見たところが、C県にもそれが残つておつたといううなことはないわけですね。

○説明員(松任谷健太郎君) それは許可の条件で自県沖合ということで限定して参る予定でございますし、又禁止区域等も小型底曳は別に作る予定になつておるのでございます。

○秋山俊一郎君 この小型というやつは、殆んど沿岸でやつておりますし、殊に瀬戸内海等ではやつておればどの船かわからないような恰好ですが、整理したのちにおいてA県では整理しておるが、B県では一向何もしていないといううなことは、許可を受けていないのですから、それが無許

可船であつても許可を受けておる恰好でやつておるといふのでなく、わからないのですが、それはどういふ形で取締つて行くのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) あとで八条の規定があるわけでございますが、一隻々々とかく指定をいたしまして、その指定については許可をしないということ、その指定された船の相互監視という面につきましては、先ほど玉柳委員の御質問にお答え申し上げましたようなことでやつて参る、かように考へておるのでございます。

○委員長(木下辰雄君) ほかにありませんければ第六條に移ります。

〔安福説明員朗読〕

第六條 都道府県知事は、前条第一項に規定による指示を受け、又は同条第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を増加する旨の指示を受けたときは、その指示があつた日から六箇月以内に、その指示に従ひ、漁業法第六十六條の二の規定による許可に基いて営んでゐる小型機船及び網漁業に使用されてゐる船舶につき、左の事項を勘案して、当該年度において整理すべき船舶を指定し、これを公示するとともに、当該船舶の所有者(当該船舶により小型機船及び網漁業を営む者が所有者でない場合にあつては、その者及び所有者)に通知しなければならぬ。

一 当該船舶を使用して小型機船及び網漁業を営む者が当該船舶による当該漁業を廃止することを希望するかどうか。

二 小型機船及び網漁業を営む者が当該漁業に関する法令に違反した事実の有無

三 当該船舶を使用して小型機船及び網漁業を営む者の生計が当該漁業に依存する程度

四 当該船舶を使用して小型機船及び網漁業を営む者が当該漁業に使用してゐる船舶の隻数

五 当該船舶を使用して小型機船及び網漁業を営む者の、当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

2 都道府県知事は、前項の規定により整理すべき船舶を指定しようとするときは、あらかじめ、漁業法第六十五條第七項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事は、前条第三項の規定により、整理すべき船舶の隻数を減少する旨の指示を受けたとき、その他必要があるときは、前項に規定する連合海区漁業調整委員会及び関係漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の意見をきいて、第一項の規定により整理すべきものとして指定した船舶について、その指定を取り消すことができる。この場合には、第一項の規定を準用する。

4 連合海区漁業調整委員会は、第二項又は前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴

会を開き、利害関係人の意見をきかなければならぬ。

○委員長(木下辰雄君) 第六條について御質問があればお願いします。

○秋山俊一郎君 この第六條に基いて、知事が整理する船を指定した場合に、これに対する補助金といたしまして、そういうものはどうして決定するの、ありますか。築磯とか、或いは転換とか、或いは運搬とか、それは希望によつてそれを決めて行くことになりますか。

○説明員(松任谷健太郎君) 第六條の規定の運用の問題でございますが、実際の減船整理の實質上の計画そのものは、先ほども申し上げました通り協同組合が中心になつて、各組合員の小型底曳船のかたと相談して具体的に、船が古くて使えない、築磯にしたほうがいい、或いはその漁業者はどこの延縄は一本釣に転換したほうがいいというふうなことで相談をするわけでございます。それは勿論知事が農林大臣の指示を受けました枠内で、協同組合のほうに又通達された整理した隻数というものを目標にして相談するわけでございます。協同組合と海区調整委員会とそれから知事と三者が一体と申しますと語弊がございますが、相互に相談打合せまして、船の選定をやり、それから転換なりその他の処置も相談することによつて、できた結果に基いて知事がその船を指定するといふことになるわけでございますので、御指摘の点につきましては、大体漁業者の希望に副つて処置せられるといふふうになると思つてございます。

○秋山俊一郎君 この整理するといふふうにして、いろいろ条件の下に整理をして行きますけれども、その整理において応じないといふことが、条件のそぐわないといふたようなことで、必ずしもスムーズに行かない場合があり得ると思ひますが、そういう場合には強制することになりますか。

○説明員(松任谷健太郎君) 別に強制する法的な根拠があるわけではないのでございまして、飽くまでも實質的に相談してその裏打を考へるといふふうでございます。

○秋山俊一郎君 ただ許可をせんといいだけ……。

○説明員(松任谷健太郎君) さうでございます。

○秋山俊一郎君 許可をせんといいけれども、或るものは許可をし、或るものは許可をせないのであつて、そこに私は非常にむづかしい点があると思つてますがね。同じような条件において、或るものはかける、或るものは除くといふことになる、何かそこに条件があればいいけれども、ない場合はいわゆる強制するといふ恰好になると思ひますがね。

○説明員(松任谷健太郎君) その問題は、御心配の点が非常にあると思つてございしますが、大体小型底曳を減船整理するといふような漁村の要望に基いた線で考慮しておりますので、具体的にそれを実施して参ります場合におきまして、これだけは残したいといふたような建前の下におきましては、この第六條の一項の勘案事項で十分相談する、打合せといふようなことでやつて行きたい、かように考へております。

○玉柳實君 この規定によりまして、整理すべき船舶を指定する場合に、無許可で操業している船舶がこの第二項の漁業調整委員会、或いは協同組合の意見如何にかかわらず整理するよう何らかの指示を得られますかどうか。それから全国では二万隻以上の無許可の船舶が操業せられておるようであり、これが全部整理すべき船舶に指定せられるものと心得てよろしいかどうか。

○説明員(松任谷健太郎君) 初めに御説明を忘れたのでございますが、この整理の対象になる船舶というのは、昨年、昭和二十五年の十一月一日現在で水産庁におきまして一斉調査をやつたのでございまして、現在その報告がまとまつてゐるわけでございます。その報告を見ますれば、如何なるかの船舶で、どういふ所有者の氏名、それからトン数、概歴というものがすべてカードに現わされておるのでございます。その後若干の調査漏れその他で訂正を行いました、整理を目標として考へて参ります船舶は、その調査に載つた船舶ということ限定してゐるわけでございます。従いまして昭和二十五年十一月一日以降に発生した無許可小型底曳船というものは補償の手段も講じないで、これは嚴重に取締つて撲滅を期するというふうな措置をとつて参るといふことで話合ひをしておるのでございまして、従いまして、お話の第一点及び第二点を通じて、減船整理する対象はリストに乗つております大船約三万四千、五千隻というものが対象になるのでございまして、○玉柳實君 その場合に三万五千のうちには無許可のもの二万一千千余にお

るわけですね。それが優先的に整理せられるように措置をせられるのじやないかどうか。

○説明員(松任谷健太郎君) 現在三万五千隻のうちで正式に知事の許可になつておりますものが約一万四千隻程度あるわけでございます。而もこの一万四千隻の正規に許可を受けたものでも違反して操業をやつておる、違反が常態化してゐるものも相当あるようでございます。それと残りが無許可の船舶になるわけでございます。減船整理に對しましては、勿論その漁村々々の事情を考えまして、その当該県が大体すべて許可船であつても整理をしなければいかん場合もございまして、又許可船が少くても無許可船が絶対多いという場合におきましても、多少その無許可船が残る場合も考えられるのでございまして、その点その漁村々々の実情に應じて整理をいたして参るといふ方針をとつておるのでございまして、ただ原則的に申しますれば、無許可の船舶を先きに、許可の船舶は成るべくあと廻しにするといふことは言われ得るのではないかと考へておるのでございます。

○委員長(木下展雄君) ほかにありませんければ、簡単な条項ですから、第七條と第八條を一緒に議題にいたします。

〔安福説明員朗読〕 〔異議の申立〕

第七條 前條第一項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る指定に不服があるときは、都道府県知事に対して異議を申し立てることができる。但し、同項の規定により公示した日から二十日を経

過したときは、この限りでない。
2 都道府県知事は、前項の申立を受けたときは、同項の異議申立期間満了後一箇月以内に、これについて決定をしなければならぬ。

〔整理船舶についての許可の禁止〕
第八條 漁業法第六十六條の二の規定による小型機船底曳き網漁業の許可の申請が、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶につきなされた場合においては、都道府県知事は、その許可をしてはならない。

○委員長(木下展雄君) 第七條、第八條について御質問があれば伺います。

○秋山俊一郎君 第七條ですが、これは知事が指示しているものに対して異議を申立て、知事が最終決定をするというところは一種の復活要求みたいな恰好になつておるんですが、ちよつとおかしきはないんですかね。知事が決定したものを又知事に言つて来て知事が決定するといふことは、初め決定したやつはいい加減の決定をしていふことになりませんか。

○説明員(松任谷健太郎君) 異議の申立の規定は常に処分官庁に對して申立てるといふようなことになつておりますので、前例を踏襲しまして書いております。

○秋山俊一郎君 第八條で、これは減船整理の対象となつた船を言つてゐるのだと思ふんですが、こういう場合に、例えばAというものは減船することになった。そのAの所有している船を以てBという人が現在やつてゐるが、その船は許可が残るのだ。ところがそのAの持つていた今度対象になつ

た船のほうがもつと船としてもいいし新らしいという場合に、自分の船を売却するなり処分してその船を買つてやりたいという場合に、この船には許可しないといふことになるわけですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 御指摘の点は代船許可の問題にならうかと思つたわけでありまして、減船整理の建前から極力抑えて参りたいとは思つたわけでございますが、海区々々の実情に應じてまして減船整理の趣旨に副う範囲内におきまして認める場合もあるかと考へてゐるのでございます。

○秋山俊一郎君 そうすると、この文面はおかしきありませんか。指定された船舶につきなされた場合には都道府県知事は許可してはならないとあるのですが。

○説明員(松任谷健太郎君) 具体的に考へて見ますと、例えば台風災害対策のような場合に鹿児島に船を売つた。その後ではかの船を補充するといふような場合も考えられ得ると思つたわけでありまして、さうな場合に指定した、指定の変更といふ措置でやつて参つたらと思つてございまして、○秋山俊一郎君 ちよつとおかしきですね。指定の変更といふと、今整理して、今度整理しないで残すといふ意味ですか。

○説明員(松任谷健太郎君) 変更と申しますのは、まあ指定の取消しということと同じに考へたのでございまして、その場合に總体としての隻数は減小するといふ目的を達し得ますと考へますので、小型底曳船の隻数が減る、枠が減つて参るといふ範圍においつて止むを得ざる場合に考へたらと思つてゐるのでございまして、原則的に

は極力抑制して参る、こういうことだと思ひます。

○秋山俊一郎君 私は船というのは、別に船に罪も何もないのであつて、整理の対象になつて来ますと、船をまあ運行を今までやつていた人がこの六條のこの項に該當しておつて、この整理の対象になつた、その船はもう使えなくなつたという場合に後に残る人がこの船はいいから俺の船と一つ取換えてやつて行きたい。一体代船許可で出願した場合にもこの許可をしてならぬといふ条項が適用されるのですか。

この文面から言へばさういふふうな受取れますが、今の非常に異常があつたし何かして枠が減つたというわけじやなしに、平常の場合における考へ方ですね。

○説明員(松任谷健太郎君) 例へば同一の海区に考へまして、A、Bの二人の漁業者が小型底曳をやつておりました場合に、Aなる業者が減船の指定を受けた、Bは受けていなかったという場合に、Bの船が例へば沈没をしてしまつたといふような場合に、減船の対象になつておる船を買つて、自分の船に充てたいといふような場合もあるかと思つたのであります。さういふような場合におきましては、やはり漁業者の便利を考へまして、指定の取消しの処置を講ずる場合もあるかと考へておるのであります。併し成るべくさうな処置を抑制して進んで参りたいと、さういふふうに考へております。

○秋山俊一郎君 そうすると、この条文は少し行き過ぎてゐると思ひますがね。折角さういふチャンス原則として許さんといふことになりなすといふ、又新らしく船を造らなければなら

んというような面が出て来るので、ここに何か事項を入れて置く必要はありませんか。そういう場合は多々あると私は思うのでありますね。

○説明員(松任谷健太郎君) 小型底曳全体の船が減つて参りますように実は処置して参りたいと思つておるわけがございすけれども、止むを得ずほかの人が使つておる船を買つて代船に充てるような場合というふうな、全体の枠が増加しないというふうな場合で、極く特殊の場合に只今申しましたような処置をとりたいて、こう思つておるわけがございすので、代船を建造するといつたようなことは、まあ基本的な認めないという方針で行きたいと思つております。

○秋山俊一郎君 そうすると、あとで残存が二万なら二万、一万九千になつても、減つたものは減りつ放しであとは認めない、こういうことなのですか。

○説明員(松任谷健太郎君) さように考へておるのでございす。

○秋山俊一郎君 そのときにはもう補助も何もなしに減りつ放しというわけがございすね。

○説明員(松任谷健太郎君) この法律の適用期限がある限り、減船の場合には補助して参りたいと、かように考へておる次第でございす。

○秋山俊一郎君 それは例えれば限度を二万隻と押えるか、一万九千隻と押えるか、仮に一万九千隻と押えまして、それだけは残すといつた場合に、一万九千隻で一応安定してしまひますね。安定した場合にも、船が沈没したとか、或いは船が老朽になつて使えなくなつたというものに対しては、今後許

可をしない、こういうことになりましか。今後五十年の間にはそういう事態が、現在対象から免かれて、まじめに至極違反もなしにやつて来ておるというこで、それは対象から免かれておるが、そういうものが船が古くなつたという場合には、お前はもう船が古くなつたから許可しないぞという処置をとるのであるか、或いは又沈没したとかいう場合にはそれきりで減船の対象にする、こういうことであるのか、そういうまじめにやつておるものは一万九千隻の枠の中に入れて代船を認め許可をして行くということはないのか。

○説明員(松任谷健太郎君) さうなことを予想いたしまして、代船の許可を考へて行きたいと思つてございすますが、その場合に新たに建造するといふことは極力抑えまして、絶対に今は抑えるといつたようなことにいたしまして、ほかの船で底曳をやつておるような、できるような船を買わせて代船に充てさせるといふふうに指導して参りまして、小型底曳全体の枠が五年の間に少しでも殖えるといふようなことのないように処置して参りたいと思つてございす。

○秋山俊一郎君 そうすると、まずまずこの八条はおかしくなりますよ。今の御趣旨だといふと、新造は認めないが、よい船も使わせなさいといふことにこれはなるわけがございす、これは逆のこではありませんか。新造は認めないけれどもそういう船は成るべく使わせるといふことにすれば活用ができて来ると思ふのです。

○委員長(木下辰雄君) 今の秋山委員のお話の点は、許可の申請があつた場合には、整理船舶を以て充てる場合には許可しないと、これはいいのです。が、許可をすでに持つてゐる人が整理の範囲に入らなかつた、たま／＼自分の知つた人が整理に入つた、このほうの船がいいからこれと代るといふことについては、八条のほうではこれは差支えないのではないかと。○説明員(松任谷健太郎君) これは別に八条の規定ではございせん。

○委員長(木下辰雄君) それでは第九條に移ります。

〔安福説明員朗読〕

第九條 政府は、第六條第一項の規定により整理すべきものとして指定された船舶の所有者又はその船舶を使用して小型機船底びき網漁業を営んできた者に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、これらの者がその船舶を他の漁業に転用し、又は漁業以外の産業に転換することを促進するため、補助金を交付することが出来る。

○秋山俊一郎君 この補助金に対する税金のことはどういふふうに考へてゐるのですか。いつも問題になるので、今度しつかりきめておかないと……

○説明員(松任谷健太郎君) 補助金の税金の問題につきましては、水産庁といたしまして、かかる減船整理、殊に小型底曳といつたような零細沿岸の漁業者の転換補助金でございまして、この、免税の処置を講じてもらいたいといふ趣旨で、大蔵省とも協議したわけがございす。大蔵省の税関係の意見といたしまして、転換でござい

すとか、或いは運搬船の改造といつたような部分につきましては、その年に於いて経費として落る部分であつたらこれは税の対象とならんが、併し築磯に船を充てるというふうなことで、政府が金を出して、丁度税の關係から言つと、国が買上げてそれを築磯にするというふうな形の上において明瞭な問題については、やはり再評価税程度はかかるではないかといふような意向であつたわけがございす。その点につきましては、これは築磯漁業の転換補助金であるといふような意味で、まあ再評価といつたような税の適用をすべきでないといふことを現在折衝しておるわけがございす。が、遺憾ながらまだ解決したという御返事を申上げかねる段階にあるわけがございまして、今後十分折衝に努力したいと思つてございす。が、今のところちよつと築磯の補助金部分につきましては見通しが困難な状況でございす。

○秋山俊一郎君 これは曾つての漁業証券に対して苦い経験を持つておるわけがございまして、この零細な漁業者をまあ減船するために或る程度の救済になつてゐる処置だと思ふのですが、この金額といふものはそう大したものではないにいたしまして、受取る側から言つと非常に影響がある、生業を失ふ、僅かにもらつた金で何とかして行かなければならぬといふのに、税金を又取られるといふことは、これはとても恐ろしい問題だと思ふので、この際かようにして出す補助金に対しては、飽くまでも免税といふことを一つはつきりきめるような措置を講じて頂きたいと思ふのです。そうしなければこれはもうまゝ行きませんよ、やは

り……。でこれを濁しておきますと、大蔵省として何のかので、まあこへ速記に残つておりましたも、税法の建前からいふことで押して来ますと、又苦勞しなければならぬわけですが、この際もう極めて近い例があるわけですから、何らかの解釈によつてこの零細な補助金に対して課税しないといふことの確言を得るなり、何かはつきりとしてもらいたいと思ふのです。ただ水産庁だけがさういふことをして話が進まんとすれば、この法案を審議する上において、委員会としても一つ処置を考へなければならぬのじやないかと思ふのです。この点委員長の御意見如何ですか。

○委員長(木下辰雄君) 秋山君と同感です。總括的な質問が済みまして、逐条審議を一通りやりましたが、この法律の実施面における補助金、これは今の税の問題もありまますが、まだ補助金の交付の仕方について御意見がありますので、又更にさういふ方面についての十分の討議をする必要がありまします。そういう点はこの次の委員会に譲りたいと思ひます。本日は一応この法案を打ちまして、閉会いたしたいと思ひます。

本日はこれで散会いたします。
午後三時四十五分散会

十一月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、漁港法の一部を改正する法律案
(衆)

一、水産資源保護法案(衆)
漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「防砂堤、」を「防砂堤、防潮堤、」に、「ごう門及び護岸」を「ごう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に改める。

第二十条第二項中「百分の七十五又は百分の六十」を、「外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担）

第二十条の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

第二十四条の次に次の三条を加える。

（漁港修築事業費の精算）

第二十四条の二 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して農林大臣のしゅん功認定を受けなければならない。

（剰余金の処分）

第二十四条の三 第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業の事業費に剰余

を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金のうち国が負担し、又は補助する割合に相当する額を国に返還しなければならない。

（負担金又は補助金の還付等）

第二十四条の四 農林大臣は、第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各号の一に該当する場合には、その者に對し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができる。

一 第二十条第一項の規定による変更、廃止又は停止の許可を受けたとき。

二 第二十三条第一項の規定による指示に違反したとき。

三 第二十三条第二項の規定により変更、廃止又は停止を命ぜられたとき。

四 第二十三条第三項の規定により許可を取り消されたとき。

五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

第二十五条第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は」を削る。

第二十六条中「責に任ずる。」を「責に任ずる外、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。」に改める。

第二十八条第四項第一号中「互選せられた者七人」を「当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人」に改める。

改め、同条第五項中「互選し、又は」及び同条第九項を削る。

第三十条の見出しを「（委員の罷免）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第二十八条第四項第一号の委員以外の」を削り、同項を第一項とし、同条第四項を第二項とする。

第三十一条第一項中「及び前条」を削る。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設（第四種漁港におけるけい留施設を除く）については、当分の間、第二十条第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその全額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

水産資源保護法案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 水産資源の保護培養（第四条—第二十八条）

第一節 水産動植物の採捕制限等（第四条—第十三条）

第二節 保護水面（第十四条—第十九条）

第三節 河魚類の保護培養（第二十—第二十六条）

第四節 水産動植物の種苗の確保（第二十七条—第二十八条）

第三章 水産資源の調査（第二十九条—第三十条）

第四章 補助（第三十一条—第三十五条）

第五章 雑則（第三十二条—第三十五条）

第六章 罰則（第三十六条—第四十一条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 公用の用に供しない水面に

は、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第三条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

第二章 水産資源の保護培養

第一節 水産動植物の採捕制限等

（水産動植物の採捕制限等に関する命令）

第四条 農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があるとき、左に掲げる事項に関して、省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止

三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止

四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏れ、その他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができ、省令に於ては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併

科規則に於ては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4 第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価格の追徴に関する規定を設けることができる。

5 農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

7 都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海区の海区漁業調整委員会）の意見を、同法第二百一十七条（内水面における第五種共同漁業の免許）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

（漁法の制限）

第五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合、この限りでない。

第六条 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第二百一十七条に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七条 前二条の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

（公共の用に供しない水面）

第八条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通ずるものには、政令で、第四条から前条までの規定及びこれに係る罰則を適用することができる。

（許可漁船の定数）

第九条 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二条（指定遠洋漁業）の指定遠洋漁業又は同法第六十五条第一項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四条の規定に基き省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、省令で、当該漁業に従事することができ得る漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他

自然的及び社会的条件を総合的に勘案しなければならない。

3 農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。（定数超過による許可の取消及び変更）

第十条 前条の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可（漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。）を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

一 各漁業者が当該漁業の種類及び水域につき許可を受けている漁船の隻数

二 当該漁業に従事する漁船の航海度、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況

三 賃金その他の給与等の労働条件

四 各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

5 前項の告示をしたときは、当該漁船に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

6 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次条の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

（損失補償）

第十一条 政府は、前条第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

3 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

4 補償金交付の方法は、政令で定める。

5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業従事者に対する措置）

第十二条 第十条第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同条第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁業のために陸上作業をしていてる者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。

（漁獲限度）

第十三条 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二条の指定遠洋漁業又は同法第六十五条第一項及びこの法律の第四条の規定に基き省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第二節 保護水面

（保護水面の定義）

第十四条 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護増養のために必要な措置を講ずべき水面として農林大臣が指定する区域をいう。

(保護水面の指定)

第十五条 保護水面は、農林大臣

が、都道府県知事の申請に基づいて、且つ、中央漁業調整審議会の意見をきいて農林大臣が定める基準に従つて、指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七条第一項に規定する当該保護水面の管理計画を添えなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請しようとする保護水面が漁業法第八十四条第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定を申請しようとする保護水面が同法第二百七条に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならぬ。

4 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。

5 農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七条第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならぬ。

6 農林大臣は、第四項の規定による

り保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定をしようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第六十六条の規定によるその管理者の告示をもつてする。

(保護水面の管理者)

第十六条 保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができ、

(保護水面の管理計画)

第十七条 保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要

二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容

三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容

2 都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水

面の管理計画を変更することができ、この場合には、第十五条第三項の規定を準用する。

3 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十五条第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限)

第十八条 保護水面の区域内において、埋立若しくはしゅんせつ等の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を現状に回復すべきことを命ずることができる。

(費用の負担)

第十九条 都道府県知事が管理計画に基づいて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。

第三節 さく河魚類の保護

第二十條 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために、その人口ふ化放流を実施する。

2 農林大臣は、毎年度、前項の人口ふ化放流の実施に関する計画を

定めなければならない。

3 前項の人口ふ化放流の計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該年度において人工ふ化放流を実施する河川

二 当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流数は、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

4 農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならぬ。

5 農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(受益者の費用負担)

第二十一条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前条第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。

(さく河魚類の通路の保護)

第二十二条 さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つてゐると認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

第二十三条 農林大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこととし、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認められる場合においては、当該水面におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

第二十四条 農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項

の規定による命令に違反した者に
対し、第一項の規定により除害工
事を命じた場合においては、その
者に対しては、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の
命令が利害関係人の申請によつて
されたときは、農林大臣の定める
ところにより、当該申請者が、前
項本文の規定による補償をしなけ
ればならない。

5 前二項の補償金額に不服がある
者は、補償金額決定の通知を受け
た日から九十日以内に、訴をもつ
て、その増減を請求することがで
きる。

6 前項の訴においては、国を被告
とする。但し、第四項の場合にお
いては、申請者又は工作物につ
いて権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除
害工事の命令があつた場合にお
いて、当該工作物の上に先取特権、
質権又は抵当権があるときは、当
該先取特権者、質権者又は抵当権
者から供託しなくてもよい旨の申
出がある場合を除き、農林大臣は、
第三項又は第四項の補償金を供託
しなければならない。

8 前項の先取特権者、質権者又は
抵当権者は、同項の規定により供
託した補償金に対してその権利を
行うことができる。

(内水面におけるさけの採捕禁止)
第二十五条 漁業法第二百二十七条に
規定する内水面においては、さけ
河魚類のうちさけを採捕してはな
らない。但し、漁業の免許を受け
た者又は漁業法第六十五条第一項
及びこの法律の第四条の規定に基

く省令若しくは規則の規定により
農林大臣若しくは都道府県知事の
許可を受けた者が、当該免許又は
許可に基づいて採捕する場合は、こ
の限りでない。

(公共の用に供しない水面)
第二十六条 公共の用に供しない水
面であつて公共の用に供する水面
又は第三十三条の水面に通ずるもの
は、政令で、第二十二條から前条
までの規定及びこれに係る罰則
を適用することができる。

第四節 水産動植物の種苗
の確保
(届出の義務)
第二十七条 省令で定める水産動植
物の種苗を、業として、販売の目
的をもつて採捕し、又は生産しよ
うとする者は、省令の定めるところ
により、農林大臣にその旨の届
出をしなければならぬ。その業
を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)
第二十八条 農林大臣は、前条に規
定する水産動植物の種苗を確保す
るために必要があると認めるとき
は、省令の定めるところにより、
同条に規定する者に対し、当該水
産動植物の種苗の生産又は配付に
つき必要な指示をすることができ
る。

第三章 水産資源の調査
(水産資源の調査)
第二十九条 農林大臣は、この法律
の目的を達成するために、水産資
源の保護増進に必要であると認め
られる種類の漁業について、漁獲
数量、操業の状況及び海況等に関

し、科学的調査を実施しなければ
ならない。

2 農林大臣は、省令の定めるところ
により、前項の事務の一部を都
道府県知事に委任することができ
る。

(報告の徴収)
第三十条 農林大臣又は都道府県知
事は、前条の調査を行うために必
要があると認めるときは、漁業を
営み、又はこれに従事する者に、
漁獲の数量、時期、方法その他必
要な事項を報告させることができ
る。

第四章 補助
(補助)
第三十一条 国は、この法律の目的
を達成するために、予算の範囲内
において、左の各号に掲げる者に
対し、それぞれ左の各号に掲げる
費用の一部を補助することができ
る。

一 さけ、河魚類の通路となつてい
る水面に設置した工作物の所有
者又は占有者(第二十四条第一
項の規定による除害工事の命令
を受けた者を除く)が、当該水
面において、第二十三條第二項
に規定する施設を設置し、又は
改修するのに要する費用
二 国以外の者がさけ、河魚類のう
ちさけ又はますの人工ふ化放流
事業を行うのに要する費用
第五章 雑則
(水産資源保護指導官及び水産資
源保護指導員)
第三十二条 農林大臣又は都道府県
知事は、予算の範囲内で、所部の
職員の中から水産資源保護指導官

又は水産資源保護指導吏員を命
じ、水産資源の保護増進に関する
事項の指導及び普及その他この法
律及びこの法律に基く命令の履行
に関する事務をつかさどらせる。
(水産資源の保護増進に関する協
力)
第三十三条 都道府県知事は、水産
資源の保護増進のために必要があ
ると認めるときは、漁業協同組合
その他の者に対し、水産資源の保
護増進に関し協力を求めることが
できる。

(水産資源保護部会)
第三十四条 中央漁業調整審議会
に、水産資源の保護増進に関する
重要事項を分掌させるために水産
資源保護部会を置く。

(訴願)
第三十五条 この法律又はこの法律
に基く命令の規定によつてした行
政庁の処分不服がある者は、農
林大臣に訴願することが出来る。

第六章 罰則
第三十六条 第五條から第七條まで
の規定に違反した者は、三年以下
の懲役又は二十万円以下の罰金に
処する。

第三十七条 左の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役、五万円
以下の罰金、拘留又は科料に処す
る。

一 第十八條第一項の許可を受け
ないで、同項の工事をした者
二 第二十三條第一項又は第二項
の規定による制限又は禁止に違
反した者
三 第二十四條第一項の規定によ
る命令に違反した者

四 第二十五条の規定に違反した
者
第三十八條 第三十六條又は前条第
四号の場合において、犯人が所有
し、又は所持する漁獲物、漁船又
は漁具は、没収することができる。
但し、犯人が所有していたこ
れらの物件の全部又は一部を没収
することができないときは、その
価額を追徴することができる。

第三十九条 第三十六條又は第三十
七條の罪を犯した者には、情状に
より、懲役及び罰金を併科するこ
とができる。

第四十条 左の各号の一に該当する
者は、六箇月以下の懲役、一万円
以下の罰金、拘留又は科料に処す
る。

一 第二十三條第三項の規定に違
反した者
二 第二十七條の規定による届出
をせず、又は虚偽の届出をした
者
三 第三十條の規定による報告を
せず、又は虚偽の報告をした者
第四十一条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務又は財産に関して、第三十六
條、第三十七條又は前条の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し、各本
条の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の当該違反行為を防止する
ため、当該業務に対し相当の注意
及び監督が尽されたことの証明が
あつたときは、その法人又は人に
ついては、この限りでない。

附 則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第二十四条、第三十二条、第三十四条及び第三十七条第三号の規定並びに第三十九条及び第四十一条の規定中第三十七条第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならない。
- 2 この法律施行の際現に第二十七条に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。
- 3 第四十条第二号及び第四十一条の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 漁業法の一部を次のように改正する。
第五十八条第一項中「水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第百七十一号）第二項」を「水産資源保護法（昭和 年法律第 号）第九条第一項」に改める。
第六十五条第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同条第四項中「漁具及び同項第七号の水産動植物」を「及び漁具」に改める。
第六十八條から第七十一条までを次のように改める。
第六十八條から第七十一条まで除

- 条から第七十一条まで（漁法の制限及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれら「を第六十五条（漁業調整に関する命令）の規定及びこれ」に改める。
第百十三條第三項第二号中「五人」を「十人」に改める。
第百三十八條第七号及び第百三十九條第三号を削る。
5 水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第百七十一号）は、廃止する。
6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和二十六年十二月十七日印刷

昭和二十六年十二月十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所